たすけあう 気持ちを心に 赤い羽根

令和８年度赤い羽根共同募金運動スローガン　最優秀賞受賞作品

八十周年

ありがとう。これからも一緒に。

支え合い 地域でつながり 80年

令和８年度赤い羽根共同募金運動スローガン　80周年記念賞受賞作品

赤い羽根共同募金とは

今回で80回目を迎える歴史ある募金運動です

共同募金運動は、昭和22年に市民主体の民間運動として始まり、今年で80回目を迎えます。創設当時は、戦災復興のために役立てられましたが、現在では社会福祉法で定められた「地域福祉の推進」を目的に運動が展開されています。

10月1日から3月31日まで全国一斉に行われます

毎年１回、全国一斉に募金活動を行うため、厚生労働大臣の告示によって、募金期間が決められています。12月１日から始まる「歳末たすけあい募金」も共同募金運動の一環として行われます。

使いみちを事前に決めて寄付を集める「計画募金」です

共同募金は、寄付が集まってから使いみちを決める募金とは異なり、課題解決に必要な使いみちと必要な金額（目標）を事前に決めてから寄付を募る「計画募金」です。

地域の様々な福祉活動に役立てられる募金です

福島県内で寄せられた赤い羽根共同募金は、福島県内で行われる様々な福祉活動に役立てられます。災害が起きたときには災害ボランティアセンターの設置や運営、被災者支援などにも使われます。

目標額（=配分に必要な資金の総額）をもとに毎年募金を呼びかけます

令和8年度共同募金運動目標額

382,280,000円

内訳

赤い羽根共同募金	263,633,000円
地域歳末たすけあい募金	113,147,000円
NHK歳末たすけあい募金	5,500,000円

※寄付は自発的に行うものであり、強制で行うものではありません。目標額はあくまでも目安です。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

AKAIHANE KYODO BOKIN www.akaihane.or.jp

令和7年度共同募金運動
（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

寄付総額 **3億7,721万9,305円**

赤い羽根共同募金 寄付総額	地域歳末たすけあい募金 寄付総額	NHK歳末たすけあい募金 寄付総額
2億5,913万9,186円	1億1,305万8,141円	502万1,978円

令和７年度共同募金運動にご協力いただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたご寄付は福島県内において展開される福祉活動に役立てられます。

赤い羽根共同募金 2億5,913万9,186円 ＋ 前年度（令和6年度）の助成金戻入等 3,218万6,284円 ▶ 配分額 **2億9,132万5,470円**

福祉施設の整備　5,819万円

障がいのある方のための福祉施設等の修繕・補修や送迎用車両の整備、備品購入、地域福祉活動に関する各種事業などに役立てられます。

福祉団体の支援　341万円

聴覚や視覚、身体に障がいのある方や難病を持つ方の当事者団体等の県域で活動する福祉団体が行う各種事業のために役立てられます。

広域福祉活動の推進　616万円

福島県社会福祉協議会が行う全県的な地域福祉の推進を図ることを目的とした事業に役立てられます。

地域福祉･在宅福祉の推進　150万円

送迎サービスを行うための車両整備や備品購入、ボランティアの育成や地域から孤立をなくすことを目的とした各種活動など、市町村社会福祉協議会の地域福祉の推進に必要な基盤を整えるために役立てられます。

地域活動支援センター等の支援　25万円

障がいのある方の活動の場であり、社会との交流機会を提供する小規模作業所や地域活動支援センターの運営などを支援するために役立てられます。

喫緊の福祉課題に対応するための配分　300万円

令和８年度の赤い羽根ふくしま福祉活動助成金の原資として役立てられ、地域の多様な福祉活動を行うボランティアグループ、NPO を支援します。

生活困窮者への支援　1,500万円

社会福祉協議会等が行う生活にお困りの方への食料や日用品の配布、これらを通じたアウトリーチなど、緊急的な支援活動に役立てられます。

大規模災害に備える「災害等準備金」　1,100万円

大規模災害等に対応するための準備金として積み立て、災害が起きた場合は社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター等を支援するために役立てられます。

非常災害･緊急事態への対応　2,931万7,076円

突発的な災害や緊急事態による福祉施設等の被害に対応するために役立てられます。

市町村域の福祉活動の支援　9,152万3,394円

市町村域の地域福祉活動（市町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動、福祉団体・ボランティア団体による地域福祉活動等）に役立てられます。

共同募金運動を推進していくために　7,197万5,000円

県内 59 市町村の共同募金委員会の事務費や県共同募金会の事務費・事業費などに使われます。

地域歳末たすけあい募金 配分額 1億1,305万8,141円 ▶ 市町村域の地域福祉活動（市町村社会福祉協議会が行う社会的孤立を防止する活動、歳末時期の見守り活動等）に役立てられます。

- 生活に困窮されている方への見舞金贈呈
- 介護者のための交流会
- 児童養護施設のお子さんたちへのお年玉贈呈
- フードバンクの整備
- ひとり暮らし高齢者世帯へのおせち料理の配付
- 子ども食堂の支援
- 障がい者施設におけるクリスマス会

など

NHK歳末たすけあい募金 配分額 665万9,508円(※) ▶ 障がいのある方のための小規模作業所等の備品や搬送用車両の整備、地域保育所備品整備、児童養護施設や里親等の元で育った子どもたちの就職支援などのために使われます。

※実績額との差額1,637,530円は、令和7年度配分の精算に伴う返還金等を配分財源として充当したことによる。

- 障がい者支援
- 子育て支援
- 災害見舞金配分
- 児童養護施設等就職支援
- ハンセン病療養所入所者支援

皆様の募金により、福島県内でたくさんの福祉活動が行われています。

赤い羽根共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」として、地域の福祉のために役立てられています。
福島県共同募金会にお寄せいただいた赤い羽根共同募金は、福島県内の福祉活動を支援するために役立てられており、地域福祉のための大きな原動力となっています。みなさまの温かいご寄付により行われた活動の一部をご紹介します。

災害ボランティア研修で地域の防災力を高める

災害ボランティア研修
白河市社会福祉協議会（白河市）

障がいのある方々が安心して自分らしく日々を過ごせるように

送迎用車両（車椅子仕様車）整備事業
NPO 法人クローバー福祉会 PPB（郡山市）

視覚と聴覚の障がいを併せもつ方のコミュニケーションを支える

盲ろう者向け通訳・介助員養成及び指点字・触手話学習等のための備品整備
福島盲ろう者友の会（福島市）

思いやりの心を学ぶ機会に車椅子等の体験を通じた福祉教育

福祉教育推進事業
福島市社会福祉協議会（福島市）

フードパントリーを通じた生活困窮者支援のために

生活困窮者に対する相談支援
及び緊急時食料品等支援事業
二本松市社会福祉協議会（二本松市）

手作りおはぎ・ぼたもちをお届け高齢者を地域で見守る

手作りおはぎ・ぼたもちの配食を通じた見守り
天栄村社会福祉協議会（天栄村）

住み慣れた地域での暮らしを支えるために

高齢者・障がい者を対象とした買い物支援
「お買い物バスいってみっカー」
須賀川市社会福祉協議会（須賀川市）

雪かきボランティアで広がる地域のたすけあいの心

中学生による高齢者宅での雪かきボランティア
北塩原村社会福祉協議会（北塩原村）

もちつきを通じた世代間交流で地域コミュニティの再生に

世代間交流もちつき交流会
富岡町社会福祉協議会（富岡町）

手話ポエムや国際手話、ダンスで育むろう難聴児の自己表現力

ろう・難聴当事者による「デフアート」及び手話による絵本読み語りワークショップ開催事業
きこえ子育てサークルもいもい
（福島県全域対象）

地域での子育てを支える子育てサロンの実施

子育てサロン事業
いわき市社会福祉協議会（いわき市）

地域のふれあいを生む みんなの食堂「ゆるっと」

こども食堂（地域食堂）支援事業
南相馬市社会福祉協議会（南相馬市）

令和８年度 赤い羽根共同募金運動スローガン

入選作品

最優秀賞

たすけあう 気持ちを心に 赤い羽根	赤城　由羽さん	西会津町立西会津小学校３年

80 周年記念賞

支え合い　地域でつながり　80 年	藁谷　佳奈さん	いわき市医療センター 看護専門学校３年

優秀賞

やさしさを　みんなに つなぐ　赤い羽根	髙橋　まいさん	郡山市立安積第二中学校１年
集めよう　みんなを助ける　赤い羽根	青津　　蒼さん	西会津町立西会津中学校２年
人と人　互いに支える　赤い羽根募金	五賀　　亘さん	福島県立原町高等学校３年
恩送り　優しさ　つむぐ　赤い羽根	藤田　秦人さん	福島県立みなみあいづ支援学校 高等部教諭
思いやり　届ける未来　赤い羽根	須賀　　毅さん	千葉県

共同募金の詳しい使いみちはWEBで公開中!

赤い羽根募金のつかいみち
赤い羽根データベース
はねっと

赤い羽根データベース「はねっと」では、全国の赤い羽根共同募金の使いみちを閲覧することができます。
https://hanett.akaihane.or.jp

各種SNSにおいても共同募金により行われた福祉活動や助成、災害時の義援金の情報などをご紹介しております。

Instagram　Facebook　X(旧 Twitter)

共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があります

個人による ご寄付の場合
寄付金が2千円を超える場合、所得税の寄付金控除および住民税の寄付金税額控除の対象となります。所得税における控除では、所得控除か税額控除のどちらかを選択することができます。

法人による ご寄付の場合
株式会社などの法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」扱いとなります。

お問い合わせ
社会福祉法人　福島県共同募金会
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
電話 024-522-0822
https://www.akaihane-fukushima.or.jp/

インターネットからの
ご寄付も可能です

生まれ育ち じぶんの町を良くするしくみ。ふるさとサポート募金 ふるサポ
赤い羽根共同募金

令和８年１０月

『たすけあう　気持ちを心に　赤い羽根』

令和8年度赤い羽根共同募金運動スローガン最優秀作品

赤い羽根共同募金・社協会費にご協力をお願いいたします

村民の皆様方におかれましては、日頃より本会の事業推進に多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も１０月１日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。共同募金は「誰もが安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて、地域の福祉事業を支援していく貴重な財源であります。また、募金の一部は大規模災害が起こった際にボランティア活動などを通し、被災地支援に大いに役立てられています。

本会では、共同募金による財源と会費をもとに下記のような事業を実施し、地域福祉の推進を図ってまいります。

つきましては、村民の皆様のご理解のもと、あたたかい善意を下記のとおりお寄せ下さいますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．　社会福祉協議会費　　１，０００円
赤い羽根共同募金（目標額）　　１，０００円
合　計（1世帯あたり）　　２，０００円

（共同募金は目標額を設定しておりますが、これは計画に基づく金額であり、強制するものではありません。）

２．　共同募金の事業（共同募金の使いみち）
- ●老人福祉活動事業
- ●障害児・者福祉活動事業
- ●福祉育成・援助活動事業
- ●ボランティア活動育成事業

３．　社協の事業（会費の使いみち）
- ●介護保険事業
- ●在宅福祉サービス
- ●地域福祉サービス
- ●広報・啓蒙活動

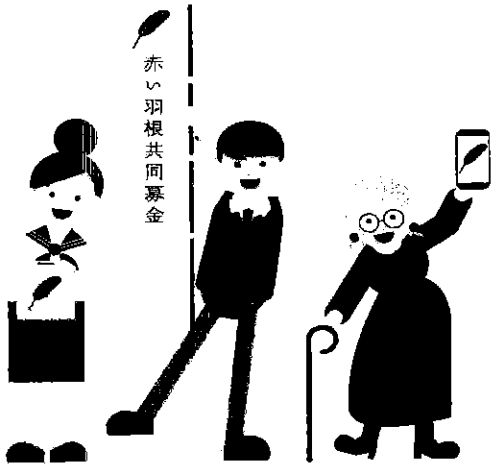

中島村社会福祉協議会･中島村共同募金委員会
（〒961-0102　中島村大字滑津字二ツ山65－3　TEL　0248-52-3400　FAX　0248-51-1772）

令和８年１０月

■共同募金の事業	
老人福祉活動事業	社協会長杯グラウンドゴルフ大会、ニュースポーツ大会への助成 老人クラブ連合会への助成
障害児・者福祉活動事業	福祉機器の貸出（車いす・押し車等）
福祉育成・援助活動	福祉まつりの開催 無料法律相談所の開催（月１回） 社協だよりの発行（年３回）
ボランティア活動育成事業	ボランティア協力校（滑津・吉子川小学校）への助成 ボランティアセンター活動事業 福祉ボランティアポイント事業 買い物ツアー事業の開催（月２回）
■社協の事業	
介護保険事業	通所介護事業所（デイサービス）の経営 居宅介護支援事業所の経営 地域包括支援センターの受託経営
在宅福祉サービス	車いす送迎車の貸出 福祉有償運送事業 生きがい対応型デイサービス 配食サービス（毎週１回） 外出支援サービス 高齢者世帯訪問事業（毎週１回）
地域福祉サービス	あんしんサポート事業 生活福祉資金の貸付・生活援助資金の貸付 福祉バスの貸出・テントの貸出
広報・啓蒙活動	グラウンドゴルフ大会の開催（年１回） ニュースポーツ大会の開催（年１回） 社協だよりの発行（年３回）

八十周年
ありがとう。これからも一緒に。

共同募金にご協力くださる皆さまへ

― 北海道共同募金会における事案と、信頼回復に向けた取り組みについて ―

日頃より、赤い羽根共同募金に温かいご支援とご協力をいただき、ありがとうございます。

北海道共同募金会において、一職員による不正行為により多額の使途不明金が発生するという不祥事が明らかになりました。皆さまからお寄せいただく募金を取り扱う共同募金会において、決してあってはならないことです。共同募金を信頼し、ご支援くださっている皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となり、誠に遺憾です。

Q. 寄付した募金は、きちんと地域福祉に役立てられるのですか？

赤い羽根共同募金は、各都道府県に設置された共同募金会が実施主体となり、都道府県の区域を単位として行われています。皆さまからお寄せいただいた募金は、その都道府県内の民間福祉活動などに役立てられています。

今回の事案を重く受け止め、皆さまからお預かりする募金を確実に地域に届けるため、透明性の高い運営と再発防止の徹底に取り組んでまいります。

Q. 全国の共同募金会では、どのような対応をしているのですか？

中央共同募金会では、46 都府県共同募金会を対象に、出納業務や内部牽制体制について「全国緊急一斉点検」を実施し、本事案と同様の使途不明金につながる事案はないことを確認しました。また、点検で改善が必要とされた事項は各共同募金会で改善を進め、その対応状況を公表しています。さらに「共同募金における不祥事案の再発防止に向けた取り組み（中間まとめ）」を取りまとめ、全国の共同募金会で適正な業務運営がされるよう取り組んでいます。

Q. 北海道共同募金会では、どのような対応をしているのですか？

当該職員を懲戒解雇するとともに、再発防止と組織の再生に向け、組織・業務体制の見直しや内部牽制の強化などの取り組みを進めています。また、第三者委員会による調査を通じて事案の全容解明を進め、事実関係が判明した段階で、刑事告訴や損害賠償請求などの必要な対応を行うこととしています。

Q. 北海道の地域福祉活動への影響はないのですか？

今回の事案によって、支援を必要とする方々への活動が停滞することのないよう、中央共同募金会が北海道内の地域福祉活動に対して直接支援する緊急支援助成事業を実施しています。

地域には、今この瞬間も支援を必要としている方々がいます。

共同募金へのご協力は、地域における福祉活動を行うために欠かせないものです。共同募金が地域福祉の推進を目的としその業務を担う責任を改めて胸に刻み、信頼回復に取り組んでまいります。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

今回の事案や再発防止に向けた取り組みについて、さらに詳しくお知りになりたい方は、お住まいの市町村共同募金委員会または都道府県共同募金会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中島村共同募金委員会　TEL：0248-52-3400

福島県共同募金会　TEL：024-522-0822

本事案に関わる取り組みは

下記ホームページでご覧いただけます。

中央共同募金会
ホームページ